監督 処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ディプロ
主たる営業所の所在地	兵庫県西宮市甲子園九番町1番1号
許可番号	なし
許可を受けている建設 業の種類	なし

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年2月7日
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第2項第2号)

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分

1 営業停止の期間 令和4年2月28日から令和4年3月2日まで

2 営業停止の範囲 建設業に係る営業の全部

処分の原因となった事実

株式会社ディプロは、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。